

松江市介護保険 住宅改修の手引き

《居宅介護支援事業者および施工業者用》

令和4年2月 作成

松江市介護保険課

目次

1. 介護保険で行う住宅改修とは	1
2. 利用できる方	1
3. 対象となる住宅改修の種類	2
① 手すりの取付け	3
② 段差の解消	3
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	4
④ 引き戸等への扉の取替え	4
⑤ 洋式便器等への便器の取替え	5
⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	6
4. 支給される金額の上限額	6
5. 支給限度額の特例	7
●要介護度が著しく重くなった際の取り扱い（3段階リセット）	7
●転居の際の取り扱い（転居リセット）	7
6. 住宅改修費の支払い方法	8
●償還払い方式	8
●受領委任払い方式	8
7. 申請の流れ	9
8. 改修上の注意	22

1. 介護保険で行う住宅改修とは

介護保険で行う住宅改修費（以下「住宅改修」という）は、介護保険法第45条に定められた介護給付のひとつです。したがって、通常の介護保険サービス同様、ケアプランに位置付けられたものについて行われるサービスです。

住宅改修は、被保険者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるようにするため、手すりの取り付け工事など、厚生労働大臣が定める種類の改修を行った場合に、居宅要介護被保険者に対し、住宅改修対象費（上限20万円）の7～9割を支給する制度です。

改修の対象となる住宅は、介護保険の被保険者証に記載されている住所地に限られており、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

まずは、担当のケアマネジャー、もしくは包括支援センターへご相談ください。

2. 利用できる方

次の①～③すべてを満たす方が対象となります

- ①松江市の被保険者
- ②介護保険の要支援1～2・要介護1～5の認定を受けている
- ③介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅に実際に居住し、在宅で生活している

入院中または入所中は、退院または退所の予定が明らかな場合のみ住宅改修の申請を行うことが可能です。ただし、住宅改修費は退院または退所後に支給されます。退院または退所されなくなった場合には、住宅改修費は支給されません。また、一時帰宅のための改修も支給対象外となります。

要支援・要介護認定の申請中に住宅改修を行った場合には、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。認定結果が非該当となった場合には住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

3. 対象となる住宅改修の種類

住宅改修は、被保険者の自立支援を目的とし、日常生活動作（※）を助けるためのものです。趣味や嗜好といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険での住宅改修の対象外となります。また、単に老朽化や摩耗を理由とした改修も対象外となります。

（※）ここでいう日常生活動作とは、高齢者が在宅生活を続けていくための動作（食事を摂る、トイレへ行く、入浴する、外出する等の本人の身のまわりの動作）を指します。

持ち家の居住者と、改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮して、共通して需要が多く、個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事を想定しています。

対象となる住宅改修の種類は次の通りです。いずれの改修においても、被保険者の身体状況、住宅環境を鑑みて必要な改修であると認められた場合のみ住宅改修の対象となります。

対象の可否について、曖昧なケースについては個別に判断する場合がありますので、事前に松江市にご相談ください。

住宅改修の種類
① 手すりの取付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え
⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

改修工事は、ネジやボルト等で固定されるものを想定しているため、一度工事を行ってしまうと、安易に取り外すことができません。変更の必要が生じた際には再度工事が必要となるため慎重に検討を行ってください。取り外しが安易な福祉用具の検討も併せて行ってください。

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置する工事です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋内の手すり（居室、トイレ、浴室、廊下、玄関等） ・家屋出入り口の手すり（原則1か所） ・敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路、外階段等）
想定される付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付けのための壁の下地の補強
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け工事を伴わない手すり ・老朽化による取替え ・敷地外の手すり ・固定されていない家具等への手すりの取付け <p style="text-align: right;">等</p>

- 取付け工事で固定しない床置や、便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象外となります。
- 基本は片側への設置を想定していますが、身体状況等、被保険者固有の理由があれば、両側への手すりの取付けも対象となる場合があります。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消することを目的として行う工事です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ・スロープ、踏み台を固定設置する工事 ・浴槽をまたぎやすい低いものに取り換える工事 ・浴室の床のかさあげ工事 ・敷石をコンクリートスロープにする工事 ・階段の勾配を緩やかにする工事
想定される付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事 ・敷居の撤去等を行った際の既存扉の加工工事 ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・床下収納を埋める工事 ・スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 ・昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事 ・浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事 <p style="text-align: right;">等</p>

- 段差のある箇所に対する比較的小規模な改修（敷居の撤去、スロープの設置等）を対象としているため、廊下、居室全体のかさ上げは想定していません。
- 固定しないスロープは「福祉用具貸与」、固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

滑りの防止及び移動の円滑化等を目的として、居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ、浴室では床材の滑りにくいものへ、通路面においては滑りにくい舗装材へ、材料の変更を行う工事です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ・浴室の床材を滑りにくい床材へ変更 ・屋外の通路を滑りにくい舗装材へ変更
想定される付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の変更の為に路盤整備
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による床材の張替え ・滑り止めマットや素材を置くだけ（住宅改修の支給対象となるには固定取付けが必要） ・居室のフローリングを別のフローリングに変える工事 等

- 改修後の変化や効果が明らかでない工事は支給対象外となります。

④ 引き戸等への扉の取替え

移動の円滑化を目的として、開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンへ取替える工事の他、ドアノブの変更、戸車の設置といった、扉の改修に係る工事です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え ・ドアノブの変更 ・開き戸の左右変更 ・戸車、レールの設置 ・扉の撤去 ・重い引き戸から軽い引き戸への取替え ・扉の位置の変更
想定される付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・雨戸の取替え ・自動ドアに取替えた場合の動力部分 	等
-------	--	---

- 扉の位置の変更については、既存の扉を取り壊す場合のみ対象としています。しかし、位置の変更よりも費用が廉価に抑えられる場合に限り新設も対象とします。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

排せつ動作の円滑化を目的として、和式便器を洋式便器へ取替える工事です。また、既存の洋式便器の向きを変更する工事も対象となります。

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器から洋式便器への取替え ・洋式便器の向きを変える工事 	
想定される付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く） ・便器の取替えに伴う床材の変更 	
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器から洋式便器への取替え ・すでに洋式便器である場合の暖房便座や洗浄機能等を付加する工事 ・既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ・水洗化または簡易水洗化にかかる費用 ・電気工事 	等

- 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体式の様式便座が一般的に流通していることから支給対象とします。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は支給対象外となります。介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合を想定しているためです。

⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①～⑤の住宅改修に付帯して支給対象となる項目は、各項目に記載した「想定される付帯工事」の他に、以下を想定しています。

支給対象	・解体工事費、床材などの処分費 ・資材、廃材などの運搬費、現場管理費 等
支給対象外	・電気工事費、設計、清算の費用 等

4. 支給される金額

住宅改修対象費は、原則1人につき20万円（消費税含む）までです。このうち、1～3割分（2万～6万）を自己負担いただき、7～9割分（14万～18万）を介護保険から支給します。また、20万を超えた部分に関しては全額自己負担となります。

（例）

- (1) 総工事費 10万円（税込み）、自己負担 1割 の場合
自己負担 1万円
介護給付 9万円

$$\text{住宅改修対象費 } 20\text{万円 (上限額)} - 10\text{万円 (今回工事分)} = \underline{10\text{万円}} \text{ の 残額}$$

↓

以降の住宅改修で、10万円分が利用可能

- (2) 総工事費 30万円（税込み）、自己負担 1割 の場合
自己負担 2万円（上限額20万円の1割） + 10万円（上限額20万円を超えた部分）
介護給付 18万円

$$\text{住宅改修対象費 } 20\text{万円 (上限額)} - 20\text{万円 (今回工事分)} = \underline{0\text{円}} \text{ の 残額}$$

5. 支給限度額の特例

●要介護度が著しく重くなった際の取り扱い（3段階リセット）

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。ただし、着工日の要介護状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。上がった時点で住宅改修を行わず、その後の要介護等状態区分が下がった時点で住宅改修を行っても、適用はされません。なお、適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は20万円のみとなります。

※3段階リセットは、同一被保険者について1回のみ適用されます

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分		追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1	➡	要介護3・要介護4・要介護5
要支援2・要介護1	➡	要介護4・要介護5
要介護2	➡	要介護5

●転居の際の取り扱い（転居リセット）

転居した場合は前住所地で住宅改修を利用している場合、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。

（例）

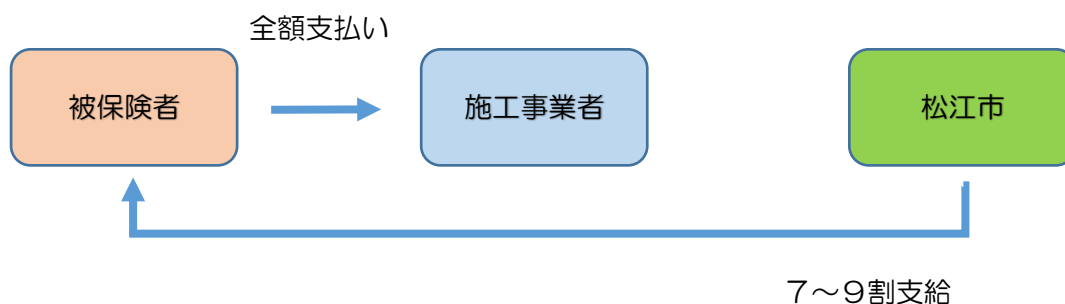
住所 A（20万円利用） → 住所 B（20万円利用） → 住所 C（20万円利用）
住所 A（20万円利用） → 住所 B（20万円利用） → 住所 A（利用不可）
住所 A（5万円利用） → 住所 B（10万円利用） → 住所 A（15万円利用）

6. 住宅改修の支払い方法

支払い方法には「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の2種類があります。

●償還払い方式

被保険者は、いったん費用の全額を施工事業者へ支払った後、住宅改修対象費の7～9割分の金額が、松江市から被保険者へ給付される方法です。

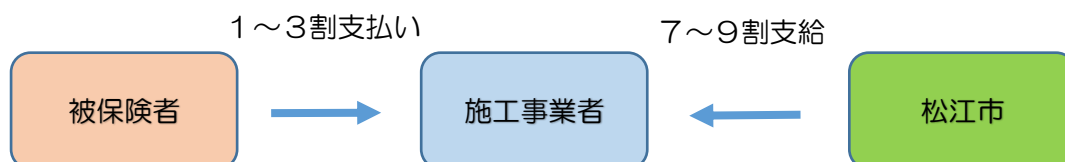


●受領委任払い方式

被保険者は、住宅改修対象費のうち1～3割の自己負担分のみを施工事業者へ支払い、残りの7～9割を松江市から施工事業者へ支給する方法です。

受領委任払い方式を利用できる施工業者は、あらかじめ松江市に登録を認められた事業者のみです。

また、受領委任払い方式を利用する被保険者は、前年度分までの介護保険料を完納している必要があります。



7. 申請の流れ

1 相談

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）に希望を伝え、改修の内容を相談します。

ケアマネジャーは、被保険者の住環境を確認した後、必要な住宅改修を選定し、理由書（※）を作成します。

（※）理由書については、福祉住環境コーディネーター2級以上、理学療法士、作業療法士等でも作成が可能です。

2 事前申請・審査

改修前に必ず事前申請を行い、松江市の承認を得ることが必要です。事前申請を行わず着工された場合には住宅改修費の支給はできません。

提出いただいた書類に基づいて、住宅改修の内容等の審査を行います。承認されると、被保険者宛てに「住宅改修事前申請受理について（通知）」が届きます。

※審査には7～10開庁日を要します。

必要な書類	作成上の注意
申請書	【償還払い】 ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 【受領委任払い】 ・住宅改修承認願（受領委任用）
理由書	ケアマネジャー、作業療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）、等が作成
見積書	「一式」での計上ではなく、部材費や工事費等の詳細を記載し、被保険者本人の氏名で作成すること 介護保険外の工事も含まれる場合は、介護保険適用部分を明確にすること
平面図 写真 カタログ 等	理由書や見積書に基づき、設置の必要性・詳細が確認できる範囲で作成 ※写真にはカメラの機能等を用いて必ず日付を印字すること 印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませること ※word等で任意の日付を記載する事は認められません
承諾書	被保険者と住宅の所有者が別居している場合必要

※申請書について、署名・押印は求めません。氏名等、印刷されたもので結構です。

3 着工

施工事業者は必ず通知の確認を行った後、着工してください。松江市の承認を待たずに着工された場合、住宅改修費が支給できない場合があります。

事前申請で届出した工事に変更が生じた場合、一度工事を取りやめ、再度事前申請を行う必要があります。「軽微な変更」として、事業所が判断し、事後申告で修正することは認められません。経緯のわかる理由書の提出で対応可能な場合もありますが、必ず速やかに松江市へ連絡してください。

4 支給申請（事後申請）

工事完了後、松江市に支給の申請を行います。

提出いただいた書類に基づいて、適切な工事がなされているか確認し、住宅改修費の支給を行います。

必要な書類	作成上の注意
申請書	【償還払い】 ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 【受領委任払い】 ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書（受領委任用） ・住宅改修費明細書兼請求書
領収書	被保険者本人の氏名で作成し、1円未満の端数は切り上げること
写真	改修の前後が確認できる写真（改修前については事前申請で提出してあれば不要） ※写真にはカメラの機能を用いて必ず日付を印字すること 印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませること ※word による貼り付けや、任意の日付が可能となるアプリ等は認められません
委任状 (該当者のみ)	償還払いにおいて、住宅改修費の受領者は原則被保険者本人であるが、その他の親族が受領する場合に必要

※事前申請で届け出ていた内容に変更等が生じた場合、速やかに松江市に連絡をしてください。無断で着工された場合、介護給付の対象とならない場合があります。

※申請書について、署名・押印は求めません。氏名等、印刷されたもので結構です。

給付適正化の観点から、被保険者へ住宅改修に関するアンケートや、現地確認を行う場合があります。

申請と異なる施工や、提出された書類と一致しない等、虚偽の申請が見受けられた場合、工事のやり直しや給付費の返還を求める場合があります。

償還払い用

※事後申請でも同じ書式を使用します

様式第 14 号(第 19 条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

		個人番号				
フリガナ	マツエ タロウ	保険者番号				
被保険者氏名	松江 太郎	被保険者番号				
生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生	性別	男 / 女			
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 松江市〇〇町〇〇番地	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇			
住宅の所有者						
改修の内容・ 箇所及び規模	(例) ・手すりの取り付け ・段差の解消	業者名	〇〇〇〇建設			
		着工 (予定)日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
		完成 (予定)日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
改修費用	改修費用は住宅改修の対象となる費用分をご記入ください。					〇〇〇〇円

着工予定日は、申請から審査結果通知書が届くまでの日数を考慮して、余裕のある設定をしてください。
(目安は10日~14日程度)

(あて先)松江市長

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 松江市〇〇町〇〇番地

電話番号

申請者

氏名 松江 太郎

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

注意・改修前の申請は、この申請書の他に、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した申請書(申請書)を添付し、申請書の記載内容が確認できる書類を添付してください。
・改修後の申請は、この申請書の他に、領収証及び完成後の状態を写真で撮影し、原則として撮影日がわかるものを添付してください。

かならず被保険者本人の氏名

事前申請では記入不要。

□座名義人は原則本人です。

本人以外が受け取りを希望される場合は別途「委任状」が必要です。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 金庫 組合	〇〇〇〇	本店 支店 出張所	〇〇	種	目	口	座	号
	金融機関コード	〇 〇 〇 〇	店舗コード	〇 〇 〇	1 普通預金				
		〇 〇 〇 〇		〇 〇 〇	2 当座預金	〇	〇	〇	〇
		〇 〇 〇 〇		〇 〇 〇	3 その他				
フリガナ	マツエ タロウ								
口座名義人	松江 太郎								

受領委任用

様式第1号(第2条関係)

住宅改修承認願（受領委任用）

年 月 日

(あて先) 松江市長

申請者 _____

下記の被保険者に係る住宅改修を承認願います。

被保険者番号	保険者番号	
被保険者氏名	男・女	明・大・昭 年 月 日
要介護等認定	要支援・要介護()・申請中	
住所		
住宅の所有者	続柄	
住宅改修の種類	1. 手すりの取付け 2. 段差の解消 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 洋式便器等への便器の取替え 6. その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	
施工事業者名	電話番号	
匿名介護支援事業者名	匿名介護支援専門員名	
着工予定日	年 月 日	
介護保険支給適用改修費用見込額 (税込)	円	
住宅改修が必要な理由	着工予定日は、申請から審査結果通知書が届くまでの日数を考慮して、余裕のある設定をしてください。 (目安は10日~14日程度)	

該当する改修項目に○

添付書類

- 理由書・・・介護支援専門員作成
- 見積書・・・住宅改修施工事業者作成
- 平面図・・・住宅改修施工事業者作成
- 住宅の所有者の承諾書（被保険者と住宅の所有者が異なる場合）

住宅改修が必要な理由書

(P1)

<基本情報>

利用者	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇	年齢	〇〇 歳	生年月日	明治 大正 昭和	〇年〇月〇日	性別	男	作成者	現地確認日	令和〇年〇月〇日	作成日	令和〇年〇月〇日	
	被保険者氏名	松江 太郎	要介護認定	要支援	要介護						所属事業所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	住所			1・2	1・2・3・4・5						資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)	福祉住環境コーディネーター2級			
保険者	確認	※日常的な生活動作に関する身体状況を具体的に記載して下さい。 ※移動方法(独歩、伝い歩き、杖歩行、車いす、要見守りなど)は必ず記載して下さい。 ※入院中、入所中であれば、退院日を必ず記載してください。													
	氏名	※家族や介護者との生活状況、一人でできることや、必要な介助など具体的に記載してください。 ※利用中のサービスや、福祉用具などを記載してください。													

<総合的状況>

利用者の身体状況	<p>坐骨神経痛の既往があり、右足に痺れがある。右足に重心をかけると転倒しやすい。 令和3年12月1日に自宅の玄関から降りる際にふらつき転倒、腰椎圧迫骨折により入院。12月20日に退院しコルセットを装着し自宅療養。 意欲的にリハビリを行い、現在はT字杖を使い自力歩行できるようになった。</p> <p>T字杖のほかに捕まるものがあれば10cm程度の段差は超えられるが、すり足歩行のため3cm程度の段差には躓きやすい。 転倒前、ADLは自立しており、今後も出来ることは自分でやりたいと思っている。</p>		
介護状況	<p>夫(要支援2)、長男夫婦と同居。長男夫婦は日中就労のため、主に夫が介護している。 自宅は築30年の家屋で、家中に3cm程度の段差がありT字杖を使っても一人での移動は難しい。夫が付き添いが、夫自身も腰痛があり、常時の付き添いは負担が大きい。 和式トイレのため、福祉用具の据え置き式の簡易便座を利用しているが、足を置くスペースが狭く立ち上がりが難しいため、夫が介助する。 週2回リハビリのためデイサービスに出かけている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 変換器 ●手すり <input type="checkbox"/> ●スロープ <input type="checkbox"/> ●歩行器 <input type="checkbox"/> ●歩行補助つえ <input type="checkbox"/> ●認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> ●移動用リフト <input type="checkbox"/> ●腰掛便座 <input checked="" type="checkbox"/> ●特殊尿器 <input type="checkbox"/> ●入浴補助用具 <input type="checkbox"/> 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	<p>リハビリを継続し、家事やご飯の支度を自分でやり転倒前の生活を送りたい。 屋内の段差を改修し、しっかり把持できる手すりを付けることで、負担なく移動ができ行動範囲が広がる。 和式トイレを洋式トイレに変更し、手すりを付けることでトイレに一人で行けるようになる。</p>	<p>※住宅改修によって、利用者や家族の暮らしをどのように変えたいかを総合的に記載してください。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書

(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(・・なので・・で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(・・することで・・が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
<p>排泄</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移譲を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他() 	<p>①居室からトイレまでの動線上に3cmの段差が2か所ある。捕まるところもなく、杖を使っても一人での移動が難しく介助が必要</p> <p>②和式トイレに据え置き式の簡易便座を利用しているが、足の置き場が狭く、捕まるところもないため自力での立ち上がりが難しい</p> <p>③トイレの扉の開閉時、右足に重心がかかり杖だけではふらつきがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他() 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 手すりの設置 (居室からトイレまでの動線上に横手すり(両側) 2箇所) (トイレの入り口に縦手すり、トイレ両側にL型手すり) (浴室入り口に縦型手すり) (玄関框横の壁にL型手すり) ()
<p>入浴</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他() 	<p>④浴室の入口に5cm敷居があり杖を使っても一人での移動が難しく介助が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他() 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (居室からトイレまでの動線上にの段差にスロープを設置する(2箇所)) (浴室入り口の敷居を撤去する) (玄関框に10cm踏み台を設置) <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () ()
<p>外出</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他() 	<p>⑤玄関の上がり框が20cmあるため、降りることができない。把持物があれば10cm程度は昇降可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他() 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 便器の取替え (和式トイレから洋式トイレに変更) () ()
<p>その他の活動</p>	<p>被保険者が「何に困っていて、何ができないのか」、住宅を改修することで「何が改善され、何を期待するか」を身体と住環境の2つの観点からアセスメントし、具体的に記載してください。 ※被保険者の日常動作(立つ、座る、まどぐ、昇降、扉の開閉等)に着目してください。 ※数字等を用いると具体性が高まります。</p>		<p>等のための床材の変更</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p> <p>()</p>

年 月 日

住宅改修工事見積書

理由書の現地確認日以降の日

被保険者名 松江 太郎 様

必ず被保険者本人の氏名

施工業者 住所 松江市△△町△△番地

合計金額 ○○○○○円 (税込)

事業者名 △△△△建設

印

代表者氏名 △△△ △△△

印

担当者氏名 △△△ △△△

TEL △△-△△△△

FAX △△-△△△△

平面図や写真等には見積書と同様の番号を用いてください。

住宅改修の種類	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
1 ①		廊下	壁	トイレ前廊下両側手すり	35mm木製丸棒(250、150cm)	〇〇	cm	〇〇〇	〇〇〇	
					エンドブラケット	〇〇	個	〇〇〇	〇〇〇	
					手すり棒取り付け費	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇	
2		床	トイレ前廊下スロープ設置	屋内用スロープ樹脂タイプ20	〇〇	台	〇〇〇	〇〇〇		
				スロープ取り付け費	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇		
5 ②	トイレ	便器	和式便器の取替	洋式便器ABC-AAAA	〇〇	組	〇〇〇	〇〇〇		
				既存便器解体処分費	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇		
				床補修工事	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇	対象部分の面積(〇×〇㎡)で按分	
			小計				〇〇〇	〇〇〇		
			諸経費							
			合計							
			消費税							
			総合計							

材料費、工賃を区別して記載してください。
「〇〇工事一式」という記載は認められません。

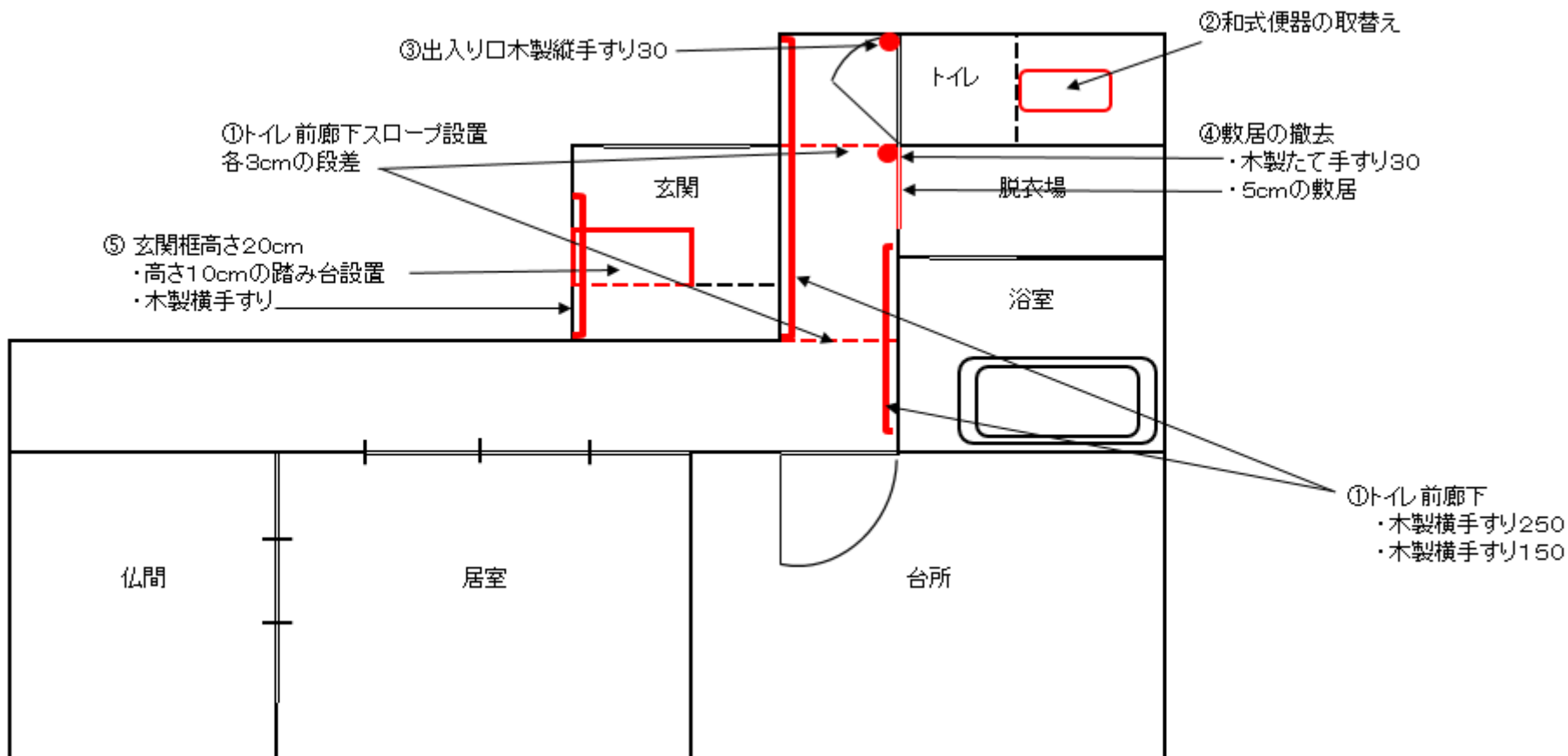
支給対象外の工事（自費で行う工事）が含まれている場合は、対象となる工事を明確にしてください。
按分を行った際は、「算出根拠」に記載してください。

(※1)住宅改修の種類:(1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2)名称:材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

松江 太郎 様宅 平面図

かならず、被保険者の氏名を記載してください。

※被保険者本人の日常動線や、改修を行う箇所が明確になるよう作成してください。
※理由書、見積書、平面図で部屋の名称が一致するようにしてください。
※平面図から詳細が確認できない場合、写真の提出を求める事があります。



介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給
（受領委任用）

受領委任用

フリガナ				保険者番号		
被保険者氏名				被保険者番号		
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女
住所	〒					電話番号
住宅の所有者	本人との関係（ ）					
改修の内容・箇所及び規模				業者名		
				着工日	年	月 日
				日	年	月 日
改修費総額	改修費の総額を記載してください。					円
介護保険支給適用改修費						円

（ 改修費総額のうち、住宅改修費の支給対象となる金額を記載してください。）

上記のとおり住宅を改修したので、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給の申請及び給付金受領に関する権限を下記の者に委任します。ただし、要介護（介護予防）申請日以降で認定決定日以前に住宅を改修し、要介護（介護予防）認定の結果が「非該当」と判定された場合は、住宅改修費の支給に係る費用の全額を自己負担します。

年 月 日

住所
委任者
氏名
電話番号

関係書類を添えて居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。

所在地
受任者（受取人） 事業者名
代表者名

事前申請で記載した「施工事業者」と同じにしてください。

注意：この申請書の裏面に、領収証【写】（利用者負担分）及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

受領委任用

様式第4号(第5条関係)

年 月分 住宅改修費明細書兼請求書

(受領委任用)

被保険者番号	被保険者氏名	改修の内容	着工日	完成日	介護保険支給適用改修費(A)	請求金額
請求件数						件
請求金額					円	内消費税額及び地方消費税額 円

(あて先) 松江市長

被保険者の住宅を改修したので、上記のとおり請求いたします。

年 月 日

事業者名

代表者氏名

所在地

電話番号

従来と異なる振込先を希望される場合は必ず事前にご相談下さい。

居宅介護(支援)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行・農協 金庫・組合	本店・支店 出張所	種 目	口 座 番 号			
	金融機関コード	店舗コード	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()				
フリガナ							
口座名義人							

領収書

領収日
〇年〇月〇日

必ず被保険者本人の氏名

松江 太郎 様

金額が5万円を超えた際は収入印紙を貼り、
割り印を押してください。

¥ 〇〇, 〇〇〇

但し、住宅改修費(1割分)として

上記の通り領収いたしました

1円未満は切り上げ

△△△△△建設
住所：松江市△△町△△番地 印
TEL：△△-△△△△

必ず但し書きを記載してください。

《但し書きについて》

※住宅改修費の支給対象となる金額について、いくら領収されたかがわかるように記載してください。

※受領委任払いの場合、領収された金額が、支給対象となる住宅改修費の何割分であるかを記載してください。

(例)

《償還払い》

- ・住宅改修費として
- ・住宅改修費〇〇〇円を含む 等

《受領委任払い》

- ・住宅改修費(〇割分)として
- ・住宅改修費(〇割分)〇〇〇円と、自己負担分〇〇〇円として 等

委任状

提出される日

(あて先)松江市長

令和 年 月 日

【受任者(委任を受けた方)】

氏名		委任者との関係	
住所	〒 代理で受領される方の氏名・住所	電話()	-

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(被保険者(本人)又は相続人)】

記入不要

氏名	印	ご本人又は 死亡者との関係	
住所	〒 被保険者の氏名・住所	電話()	-

委任する 内 容	<p>委任する事項を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。</p> <p>(被保険者氏名: _____ 被保険者番号: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡に関する一切の手続きについて</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証の再交付について</p> <p><input type="checkbox"/> 負担割合証の再交付について</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅改修費の受領について</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉用具購入費の受領について</p> <p><input type="checkbox"/> 高額介護サービス費の受領について</p> <p><input type="checkbox"/> サービス費(償還払い)の受領について</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入してください)</p> <p>(_____)</p>
	ここにチェック

8. 改修上の注意

●被保険者に担当のケアマネジャーがいる場合

ケアマネジャーは、被保険者の住環境を把握しておく必要があります。また、住宅改修は居宅介護支援のひとつであることから、被保険者に居宅サービス計画の作成にあたるケアマネジャーがいる場合、必ずケアマネジャーを含めて検討を行ってください。介護給付として適当であるか確認するため、担当ケアマネジャーに詳細を伺う場合があります。

●家族による改修工事

被保険者自らが住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修の支給対象とします。

ただし、大工業を営んでいる家族が「会社」として工事を請け負う場合は、工賃も支給対象としません。

※必ず、松江市の承認が下りてから材料の購入を行ってください。

※送料については、基本的には対象外としていますが、送料込みの値段がその他の方法で購入する場合より廉価に抑えられる場合のみ支給対象としています。

●一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、2人合わせて40万という考えにはなりません。

一つの住宅について同時に複数の被保険者にかかる住宅改修が行われた場合は、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

●介護の認定申請中に住宅改修を行う場合

要介護（支援）認定申請中であっても、住宅改修を行うことは可能です。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象とはならず、改修費用は全額自己負担となります。

●申請に必要な写真や平面図の作成料

申請に必要な写真や平面図等について、印刷料や作成料は給付の対象とはなりません。

●工事に必要とされる諸経費

金額の上限は定めませんが、一般的な工事の範囲で計算して下さい。松江市が詳細を求めた際は、開示及び説明ができるようにして下さい。

●仮設トイレの設置費用

住宅改修工事に伴う仮設トイレの設置費用は給付の対象とはなりません。

●有料老人ホーム・ケアハウス入所者の住宅改修について

有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているため、一般的には想定していません。一方で、高齢者の身体の状況によっては個別の対応が必要となる場合も考えられるため、その場合は、給付の対象となる場合があります。

●住宅を建て替えた場合、上限額の転居リセットが適用されるか

上限額の転居リセットは、住所が変更された場合のみ適用されます。同一住所地に建て替えた場合には、転居リセットの対象とはなりません。

●住宅改修工事完了前の入院について

在宅中、住宅改修完了前に被保険者が入院し、退院の見通しが見つからない場合、被保険者が入院した日までに工事が完了した部分が支給対象となります。

●住宅改修工事完了前に被保険者が死亡した場合

被保険者が死亡した場合、死亡した日までに住宅改修工事が完了した部分が支給対象となります。

●勝手口や掃き出し窓を外出経路として改修したい場合

玄関からの出入りが困難な理由があり、外出経路を玄関から移す必要性が認められれば給付の対象となる場合があります。玄関からの出入りが困難な理由を理由書に記載して下さい。

●玄関と勝手口、どちらも外出用の出入り口として改修を行いたい場合

原則、外出用の出入り口は1つの家屋につき1箇所としています。しかし、被保険者の身体状況や、住環境を鑑みて、出入り口を2箇所設ける必要性が認められれば、給付の対象となる場合があります。それぞれの箇所について、改修が必要な理由を理由書へ記載して下さい。